

国不建キ第34号
令和4年12月1日

建設業者団体の長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を
参考資料として取り扱う場合の留意事項について

下請契約における請負代金の設定に当たっては、「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」（令和4年12月1日付け国不建推第53号・国不専建第44号）により、書面による見積依頼及び建設業法施行令第6条で定める見積期間の設定、明確な経費内訳による見積書の提出、それらを踏まえた双方の協議等の適正な手順によるとともに、適切な水準の賃金等に加えて一般管理費等の必要な諸経費を適正に考慮するよう、貴会傘下建設企業に対し指導の徹底をお願いしているところである。

公共工事設計労務単価は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものであり、所定労働時間内8時間当たりの労務単価として設定したものであって、所定時間外の労働に対する割増賃金や現場管理費（法定福利費等）、一般管理費等の諸経費は含まれていないものである。

貴会傘下建設企業において、下請代金の決定に当たって公共工事設計労務単価を参考資料として取り扱う場合には、例えば、「交通誘導業務の契約では、交通誘導警備員の賃金等に加えて警備会社に必要な現場管理費（法定福利費等）及び一般管理費等の諸経費を適正に考慮する。」「週休二日対象工事においては、週休二日を取得するのに要する労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率の割増を適切に考慮する。」等、上述の公共工事設計労務単価の意味を十分に理解の上、適切な取扱いが図られるよう、併せて、周知徹底をお願いしたい。なお、公共工事設計労務単価に、建設労働者の雇用に伴い必要となる企業経費（法定福利費、労務管理費、安全管理費等）を試算の上、加算した金額（参考値）の公表を行っているので、併せて周知をお願いする。

参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示

- 1 公共工事設計労務単価(上段)は、公共工事の工事費の積算に用いるためのものである。
- 2 本単価は、所定労働時間内8時間当たりの単価である。
- 3 時間外、休日及び深夜の労働についての割増賃金、各職種の通常の作業条件または作業内容を超えた労働に対する手当等は含まれていない。
- 4 公共工事設計労務単価は、労働者に支払われる賃金に係るものであり、現場管理費(法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等)及び一般管理費等の諸経費は含まれていない。(例えば、交通誘導警備員の単価については、警備会社に必要な諸経費は含まれていない。)
- 5 法定福利費(事業主負担分)、研修訓練等に要する費用等は、積算上、現場管理費等に含まれている。
- 6 建設労働者の雇用に伴って必要となる、法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、安全管理費、宿舍費等を、公共工事設計労務単価に加算した金額(参考値)を、下段に括弧書きで示す。
これらの必要経費は、公共工事の予定価格の積算においては、共通仮設費、現場管理費の中に計上されている。
この金額は全国調査をもとに試算した参考値であり、工種、工事規模等の条件により変動する。
また、遠隔地からの労働者の流入を想定したのではない。
- 7 この表は、「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価」に対応するものである。

〔 上段：公共工事設計労務単価
下段：公共工事設計労務単価＋必要経費(法定福利費(事業主負担分)、労務管理費、宿舍費等) (参考値) 〕

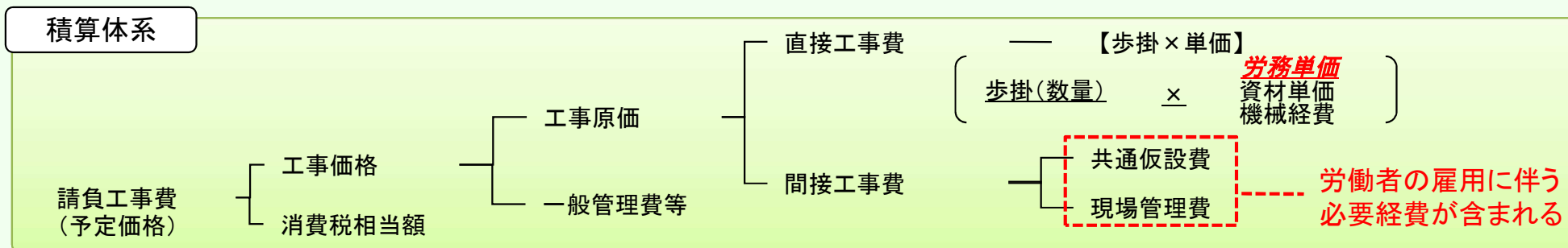
地方連合協議会名	都道府県名	所定労働時間内8時間あたりの金額(単位:円) 頁(単位:円)																											
		トンネル 世話役	橋りょう 特殊工	橋りょう 塗装工	橋りょう 世話役	土木一般 世話役	高級船員	普通船員	潜水士	潜水連絡員	潜水送気員	山林砂防工	軌道工	型枠工	大工	左官	配管工	はつり工	防水工	板金工	タイル工								
北海道	01 北海道	37,800	31,700	33,200	39,800	24,200	28,600	22,800	42,300	28,500	28,800	-	-	24,700	25,700	25,100	22,000	25,300	27,200	25,400	-								
		(53,100)	(44,600)	(46,700)	(56,000)	(34,600)	(40,200)	(31,800)	(59,500)	(40,500)	(37,700)	-	-	(34,700)	(36,100)	(35,300)	(30,900)	(35,800)	(38,200)	(35,700)	-								
		東北	02 青森県	38,100	31,100	34,800	38,500	28,700	29,500	23,200	48,500	31,200	30,600	-	-	31,500	27,100	26,700	21,600	24,500	24,100	24,800	21,200						
				(53,600)	(43,700)	(48,900)	(54,100)	(40,400)	(41,500)	(32,600)	(68,200)	(43,900)	(43,000)	-	-	(44,300)	(38,100)	(37,500)	(30,400)	(34,400)	(33,900)	(34,900)	(29,800)						
				関東	08 茨城県	34,000	30,100	31,100	34,700	24,900	32,100	24,200	39,400	26,100	28,100	26,900	49,800	25,400	25,900	27,200	23,200	25,500	27,300	28,200	22,100				
						(47,800)	(42,300)	(43,700)	(48,800)	(35,000)	(45,100)	(34,000)	(55,400)	(36,700)	(39,500)	(37,800)	(68,600)	(35,700)	(38,400)	(38,200)	(32,600)	(38,400)	(39,600)	(38,400)	(31,100)				
						中部	21 岐阜県	39,600	29,800	34,000	36,400	25,900	29,600	23,300	41,100	26,500	24,800	29,500	40,700	27,500	28,200	25,300	22,100	25,900	25,100	26,200	-		
								(55,700)	(41,900)	(47,800)	(51,200)	(36,400)	(41,600)	(32,800)	(57,800)	(37,300)	(34,900)	(41,500)	(57,200)	(38,700)	(39,600)	(35,600)	(31,100)	(36,400)	(35,300)	(36,800)	-		
								九州	40 福岡県	39,500	28,800	30,700	34,500	25,200	30,300	23,000	39,300	24,900	25,300	-	29,900	24,100	24,500	24,800	20,500	-	23,500	22,400	-
										(55,500)	(40,500)	(43,200)	(48,500)	(35,400)	(42,600)	(32,300)	(55,300)	(35,000)	(36,600)	-	(42,000)	(33,900)	(34,400)	(34,900)	(28,800)	-	(33,000)	(31,500)	-
沖縄	47 沖縄県									37,400	34,400	37,200	40,100	26,700	25,300	22,500	47,700	29,400	31,800	-	-	27,800	-	27,300	18,500	-	31,100	-	-
										(52,600)	(48,400)	(38,200)	(56,400)	(37,500)	(35,600)	(31,600)	(67,100)	(41,300)	(44,700)	-	-	(39,100)	-	(38,400)	(26,000)	-	(41,700)	-	-

建設労働者等の雇用に伴う必要経費を含む金額の参考公表

現状

- ・公共工事設計労務単価は、国、自治体等が公共工事の予定価格を積算する際に用いる単価
- ・**建設労働者等の賃金相当額であって、労働者の雇用に伴う賃金以外の必要経費分※は含まれていない**
 (必要経費分は、別途、共通仮設費、現場管理費の項目で積算される)

※労働者の雇用に伴う必要経費：法定福利費、労務管理費、安全管理費など



課題

建設労働者等が受け取る賃金をもとに設定している公共工事設計労務単価が、労働者の雇用に伴い必要な賃金以外の経費を含んだ金額と誤解され、必要経費分の値引きを強いられる結果、**技能労働者に支払われる賃金が低く抑えられている**との指摘がある。

対策

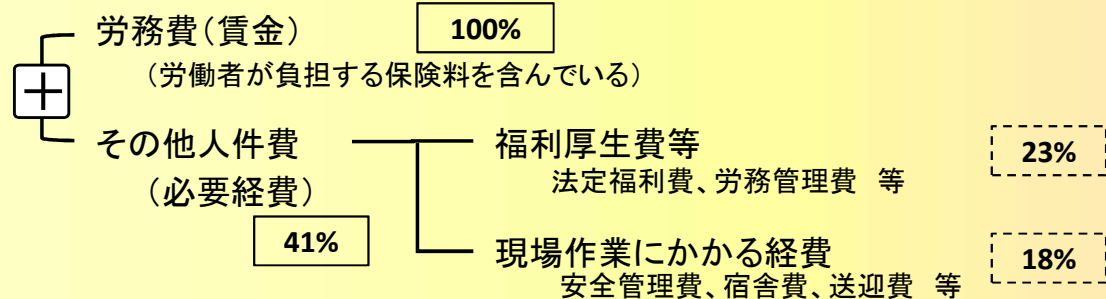
公共工事設計労務単価と、労働者の雇用に伴う**必要経費を含む金額**とを**並列表示**し、**公共工事設計労務単価には必要経費が含まれていないことを明確化する。**

並列表示イメージ

都道府県名	普通作業員	交通誘導警備員A
△△県	18,100	12,600
	(25,400)	(17,700)
□□県	19,200	12,800
	(27,000)	(18,000)

(上段) : 公共工事設計労務単価
 (下段) : 公共工事設計労務単価 + 必要経費

労働者の雇用に伴い必要な経費の内訳



(注1) 数値は、全国調査を基に試算した参考値

(注2) 上記のうち、少なくとも労務費(賃金)及び法定福利費は、実際の施工に当たる技能労働者を雇用する建設企業が負担する費用である